京都府　南丹市
和歌山県　東牟婁　串本町
島根県　松江市
岡山県　高梁市
広島県　三次市　庄原市
山口県　下関市　周南市
徳島県　美馬市
愛媛県　那賀　那賀町
　　海部　海陽町
　　西予市
高知県　上浮穴　久万高原町
　　土佐　大川村
福岡県　高岡　越知町
　　北九州市　宗像市　福津市
佐賀県　田川　添田町
長崎県　藤津　太良町
　　対馬市
熊本県　八代市　上天草市　阿蘇市
　　下益城　美里町
　　玉名　和水町

○海上保安庁告示第九号

海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第四条第三項を実施するため、海上保安庁の航空機の番号及び標識の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月十三日

海上保安庁長官　瀬口　良夫

海上保安庁の航空機の番号及び標識（昭和二十八年海上保安庁告示第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別表（第一条関係）

種別	番号	型式	国籍記号及び登録番号
（略）	（略）	（略）	（略）
中型回転翼航空機（最大着陸重量2,500kgを超え15,000kg以下のもの）	（略）	（略）	（略）
	MH908	同	JA908A
	MH924	同	JA924B
	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

改正前

別表（第一条関係）

種別	番号	型式	国籍記号及び登録番号
（略）	（略）	（略）	（略）
中型回転翼航空機（最大着陸重量2,500kgを超え15,000kg以下のもの）	（略）	（略）	（略）
	MH908	同	JA908A
	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

附　則

この告示は、令和八年三月十三日から施行する。

上益城　御船町　甲佐町　山都町
球磨　五木村
天草　苓北町
大分県　日田市
宮崎県　延岡市　日向市　西都市
　　東臼杵　門川町　諸塚村　美郷町
鹿児島県　薩摩川内市　日置市　霧島市　いちき串木野市　伊佐市　姶良市
　　薩摩　さつま町

備考

この告示に掲げる区域は、令和七年十二月三十一日における行政区画によって表示されたものとする。

○農林水産省告示第三百七十九号

激甚（じん）災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第十九条第二項の規定に基づき、令和七年に発生した農林水産業共同利用施設についての災害に係る同条第一項第一号の区域を次のように告示する。

令和八年三月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

都道府県名	郡名	市町村名
鹿児島県	霧島市	

備考

この告示に掲げる地域は、令和七年十二月三十一日における行政区画によって表示されたものとする。